

質問第一〇八号

医療用かつらに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年六月十四日

山本香苗

参議院議長 江田五月殿

医療用かつらに関する質問主意書

医療用かつらは、抗がん剤治療を行う患者にとって、治療を不安なく円滑に進めていく上で、必要不可欠なものである。しかし、医療用かつらの購入費用は、十万円から数十万円と高額で、患者にとって大きな経済的かつ精神的な負担となっている。そこで、以下質問する。

一 抗がん剤治療を行う患者が医療用かつらを使用する場合、医療用かつらを治療用装具として認め、療養費を支給すべきだと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 抗がん剤治療を行う患者が購入する医療用かつらの費用を、医療費控除の対象とすることはできないのか。その可否について政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

